

## ■ 薩摩川内市の会計別資金不足比率

資金不足比率は、市が経営する公営企業の経営状況の健全度を表す指標です。

指 標		資 金 不 足 比 率								
内 容		公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率								
会 計 名		簡易水道事業	温泉給湯事業	公共下水道事業	農業集落排水事業	漁業集落排水事業	浄化槽事業	水道事業	工業用水道事業	自動車運送事業
本 市	20年度決算	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	19年度決算	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財政健全化法に基づく基準(20年度)	経営健全化基準	20.0%								

※本市の資金不足比率は、資金不足額がないため「—」と記載しています。



### 【用語解説】

事業規模

公営企業における料金収入等の営業収益の規模。

経営健全化基準

自主的かつ計画的に公営企業の健全化を図るべき基準。

資金不足比率について定められた数値であり、経営健全化基準以上である場合には、「経営健全化計画」を定めなければなりません。

## ■ 健全化判断比率等の算定対象範囲

区 分		実質赤字率	連結実質赤字率	実質公債費率	将来負担率	資金不足率
〔一般会計等〕	一般会計	↕	↑	↕	↕	
	天辰第一地区土地区画整理事業					
	川内駅周辺地区土地区画整理事業					
	入来温泉場地区土地区画整理事業					
	公共用地先行取得等事業					
〔公営事業会計〕	国民健康保険事業	↑	↓			
	国民健康保険直営診療施設勘定					
	老人保健医療事業					
	介護保険事業					
	介護サービス事業					
	後期高齢者医療事業					
〔公営企業会計〕	水道事業	↑	↓			↕
	工業用水道事業					
	自動車運送事業					
	簡易水道事業					
	温泉給湯事業					
	公共下水道事業					
	農業集落排水事業					
	漁業集落排水事業					
	浄化槽事業					

※公営企業会計ごとに算定